

## 参考資料

### 観光庁研修テキスト（第1版） 正誤表

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正																																	
①	P20 左段	平成 28 年の港湾別のクルーズ船の寄港回数では、 <u>博多、長崎、那覇、石垣、平良（宮古島）、鹿児島</u> などの九州・沖縄が上位を占め、次に、 <u>横浜、神戸、広島、名古屋、東京</u> など、 <u>太平洋</u> や <u>瀬戸内海側</u> の港も多い。さらに、 <u>境港、函館、金沢、小樽</u> などの <u>日本海側</u> が続いている。	P20 左段	2018 年の港湾別のクルーズ船の寄港回数では、 <u>博多、那覇、長崎、平良（宮古島）、石垣</u> などの九州・沖縄が上位を占め、次に、 <u>神戸、ベラビスタマリーナ（尾道）、宮島、広島、福山</u> などの <u>瀬戸内海側</u> の港も多い。さらに、 <u>横浜、金沢、名古屋、東京、境港</u> などの <u>太平洋側</u> や <u>日本海側</u> が続いている。																																	
②	P37 左段	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の種類</th> <th>団体の区分</th> <th>取扱期間</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通団体 （一般の お客様 8 人以上）</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>第 1 期</td> <td>10%引</td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td>15%引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">大口</td> <td>第 1 期</td> <td>5%引</td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td>10%引</td> </tr> </tbody> </table>	団体の種類	団体の区分	取扱期間	割引率	普通団体 （一般の お客様 8 人以上）	一般	第 1 期	10%引	第 2 期	15%引		大口	第 1 期	5%引	第 2 期	10%引	P37 左段	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の種類</th> <th>団体の区分</th> <th>取扱期間</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通団体 （一般の お客様 8 人以上）</td> <td rowspan="2">専用臨時 列車を利 用する団 体</td> <td>第 1 期</td> <td>5%引</td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td>10%引</td> </tr> <tr> <td>その他の 団体</td> <td>第 1 期</td> <td>10%引</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第 2 期</td> <td>15%引</td> </tr> </tbody> </table>	団体の種類	団体の区分	取扱期間	割引率	普通団体 （一般の お客様 8 人以上）	専用臨時 列車を利 用する団 体	第 1 期	5%引	第 2 期	10%引	その他の 団体	第 1 期	10%引			第 2 期	15%引
団体の種類	団体の区分	取扱期間	割引率																																		
普通団体 （一般の お客様 8 人以上）	一般	第 1 期	10%引																																		
		第 2 期	15%引																																		
	大口	第 1 期	5%引																																		
		第 2 期	10%引																																		
団体の種類	団体の区分	取扱期間	割引率																																		
普通団体 （一般の お客様 8 人以上）	専用臨時 列車を利 用する団 体	第 1 期	5%引																																		
		第 2 期	10%引																																		
	その他の 団体	第 1 期	10%引																																		
		第 2 期	15%引																																		
③	P37 右段	平成 29 年 6 月 1 日現在、 <u>利用資格者は以下の①あるいは②に当てはまる者のみに限られる。（詳しくは <a href="http://japanrailpass.net/">http://japanrailpass.net/</a> 参照のこと）</u>	P37 右段	（削除） <u>利用資格者は以下の①あるいは②に当てはまる者のみに限られる。（最新情報は <a href="http://japanrailpass.net/">http://japanrailpass.net/</a> を参照のこと）</u>																																	
④	P38 左段	※平成 29 年 3 月 8 日から平成 30 年 3 月 31 日まで日本国内の一部箇所で「 <u>ジャパン・レール・パス</u> 」の <u>日本国内での試験発売が行われている。</u>	P38 左段	※（削除）「 <u>ジャパン・レール・パス</u> 」は <u>日本国内でも販売が行われている。</u>																																	
⑤	P38 右段	航空会社の団体チェックインカウンターで、 <u>搭乗便出発予定時刻の 30 分前までに、</u> 団券（包括旅行航空券引換証）とネームリストを渡す。	P38 右段	航空会社の団体チェックインカウンターで、 <u>搭乗便出発予定時刻の 30 分～1 時間前までに、</u> 団券（包括旅行航空券引換証）とネームリストを渡す。																																	

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正
⑥	P52 左段	<p>(2) 情報の整理</p> <p>① 地図</p> <p>・<u>道路地図・交通地図を使い、行程のルート、立ち寄り場所の位置と行き方を確認する。</u></p> <p>・地図は、最大の情報源であり、地図には、様々な情報が潜んでいる。国土地理院のマップから、高度差、針葉樹か広葉樹か、がけ地等を読み取ることができる。</p> <p>・間違えやすい地名の読み方を確認する。</p>	P52 左段	<p>(2) 情報の整理</p> <p>① 地図 (削除)</p> <p>・地図は、最大の情報源であり、地図には、様々な情報が潜んでいる。国土地理院のマップから、高度差、針葉樹か広葉樹か、がけ地等を読み取ることができる。</p> <p>・間違えやすい地名の読み方を確認する。</p>
⑦	P66	日本国内には、平成 29 年 3 月末日時点で約 18 万軒の医療施設がある（厚生労働省平成 29 年 5 月 25 日付医療施設動態調査）	P66	日本国内には、平成 30 年 10 月 1 日時点で約 18 万軒の医療施設がある（厚生労働省平成 30 年医療施設動態調査）
⑧	P70 左段	<p>PC 版： <a href="http://www.jnto.go.jp/safety-tips/pc/index.html">http://www.jnto.go.jp/safety-tips/pc/index.html</a></p> <p>スマートフォン版： <a href="http://www.jnto.go.jp/safety-tips/mobile/">http://www.jnto.go.jp/safety-tips/mobile/</a></p>	P70 左段	<p>サイト URL（英語）： <a href="https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/">https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/</a></p>
⑨	P70 右段 ～ P71 左段	<p>本アプリには、<u>運用開始時点でクリニックを中心に 47 都道府県の 247 施設が登録されている。起動すると、居場所から近い順に医療機関と受診できる診療科が表示され、ワンタッチで電話できる。207 施設は英語で対応し、うち 4 施設は中国語にも応じる。残る 40 施設は、会話を通訳する有料サービスを利用できる。ただし、東京では 92 施設が登録されている一方で、地域によっては登録されている医療機関が 1 つしかないなど、課題も多いとされている。同機構では全国の医療機関に参加を呼びかけている。</u></p>	P70 右段 ～ P71 左段	<p>本アプリには、(削除) <u>クリニックを中心に 47 都道府県の医療機関及びドラッグストアが登録されている。起動すると、居場所から近い順に医療機関と受診できる診療科が表示され、ワンタッチで電話できる。(削除) 同機構では全国の医療機関に参加を呼びかけている。</u></p>

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正
⑩	P73 左段	また、著作権の保護期間は、原則として著作者の <u>生存期間と死後 50 年間</u> と定められている。	P73 左段	また、著作権の保護期間は、原則として著作者が著作物を創作した時点から死後 <u>70 年間</u> と定められている。
⑪	P82 左段	訪日外国人旅行者数は、平成 23 年の約 622 万人に比較して平成 29 年は約 <u>2,869 万人</u> と、 <u>4 倍以上</u> に増加した。	P82 左段	訪日外国人旅行者数は、 <u>2011 年</u> の約 622 万人に比較して <u>2019 年</u> は約 <u>3,188 万人</u> と、 <u>約 5 倍</u> に増加した。
⑫	P82 左段	例えば、平成 15 年のマレーシアやインドネシアからの訪日外国人旅行者数は、各 6 万人台に過ぎなかったが、平成 28 年は、マレーシアから <u>394,268 人</u> 、インドネシアから <u>271,014 人</u> と大幅に拡大した。	P82 左段	例えば、 <u>2003 年</u> のマレーシアやインドネシアからの訪日外国人旅行者数は、各 6 万人台に過ぎなかったが、 <u>2019 年</u> は、マレーシアから約 <u>50 万人</u> 、インドネシアから約 <u>41 万人</u> と大幅に拡大した。
⑬	P82 右段	なかでも、インドネシアは人口の 88%、マレーシアは人口の <u>67%</u> がムスリム（イスラム教徒）であるといわれており、受入整備においてはムスリム対応が重要となる。欧州でもイギリス、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、スウェーデンなどでもその割合は 1 割に近づいている。	P82 右段	なかでも、 <u>米国の調査機関である Pew Research Center</u> によると、インドネシアは人口の 88%、マレーシアは人口の <u>61%</u> がムスリム（イスラム教徒）であるといわれており、受入整備においてはムスリム対応が重要となる。欧州でもイギリス、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、スウェーデンなどでもその割合は 1 割に近づいている。
⑭	P82 右段	特に、平成 26 年以降の爆発的な訪日外国人旅行者の増大により、首都圏、関西圏の宿泊施設の不足は深刻となり、それを補う意味でも地方部での宿泊が増加している。例えば、平成 28 年の外国人延べ宿泊者数の対前年比を三大都市圏と地方部と比較すると、 <u>三大都市圏で 4.8%増、地方部で 13.2%増</u> となっており、地方部の伸びが三大都市圏の伸びを大きく上回った。今後とも、地方部における訪日外国人旅行者の受け入れが課題となる。	P82 右段	特に、 <u>2014 年</u> 以降の爆発的な訪日外国人旅行者の増大により、首都圏、関西圏の宿泊施設の不足は深刻となり、それを補う意味でも地方部での宿泊が増加している。 <u>2014 年から 2018 年</u> にかけての外国人延べ宿泊者数の変化を三大都市圏と地方部と比較すると、 <u>三大都市圏で 1.9 倍、地方部で 2.4 倍</u> となっており、地方部の伸びが三大都市圏の伸びを上回っている。今後とも、地方部における訪日外国人旅行者の受け入れが課題となる。

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正																																														
⑮	P83 左段	観光庁の訪日外国人消費動向調査（2016年）による「訪日前に期待していたこと」では、「日本食を食べること」が69.7%で第1位、続いて「ショッピング」が55.3%、「自然・景勝地観光」が44.0%、「繁華街の街歩き」が39.0%となり、日本食への期待は他を大きく上回っている。 また、「日本の酒を飲むこと(日本酒・焼酎等)」も、20.6%と高い関心を示している。	P83 左段	観光庁の訪日外国人消費動向調査（2018年）による「訪日前に期待していたこと」では、「日本食を食べること」が72.1%で第1位、続いて「ショッピング」が58.2%、「自然・景勝地観光」が50.9%、「繁華街の街歩き」が45.0%となり、日本食への期待は他を大きく上回っている。 また、「日本の酒を飲むこと(日本酒・焼酎等)」も、24.1%と高い関心を示している。																																														
⑯	P86 右段	世界には約18.5億人（世界人口の約1/4）のムスリムがおり、そのうち10億人近くがアジアで暮らしている。ムスリム人口は、東京オリンピックが開催される2020年には20億人を超えるとの予想もある。	P86 右段	米国の調査機関であるPew Research Centerによると、ムスリムは世界人口の約1/4を占めており、うち6割以上がアジアで暮らしているとされる。																																														
⑰	P88 右段 ～89 右段	（④食に対する禁止事項と嫌悪感全体）	P88 右段 ～89 右段	（禁止事項の明確化に伴う全面改訂）																																														
⑱	P102 右段	表1 主な国、地域別のベジタリアンの比率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国、地域</th> <th>人口に占めるベジタリアンの比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インド</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>香港</td><td>25.0%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>14.0%</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>12.0%</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>7.1%</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>日本</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>スペイン</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>3.4%</td></tr> </tbody> </table>	国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率	インド	40.0%	香港	25.0%	台湾	14.0%	イギリス	12.0%	オーストラリア	8.4%	カナダ	8.0%	イタリア	7.1%	ドイツ	6.0%	フランス	5.0%	日本	4.7%	スペイン	4.0%	ロシア	4.0%	中国	3.7%	アメリカ	3.4%	P102 右段	表1 主な国、地域別のベジタリアンの比率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国、地域</th> <th>人口に占めるベジタリアンの比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インド</td><td>約40%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>約13%</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>約10%</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>約10%</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>約9%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>約5%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>約3%</td></tr> </tbody> </table>	国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率	インド	約40%	台湾	約13%	イタリア	約10%	スウェーデン	約10%	ドイツ	約9%	中国	約5%	アメリカ	約3%
国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率																																																	
インド	40.0%																																																	
香港	25.0%																																																	
台湾	14.0%																																																	
イギリス	12.0%																																																	
オーストラリア	8.4%																																																	
カナダ	8.0%																																																	
イタリア	7.1%																																																	
ドイツ	6.0%																																																	
フランス	5.0%																																																	
日本	4.7%																																																	
スペイン	4.0%																																																	
ロシア	4.0%																																																	
中国	3.7%																																																	
アメリカ	3.4%																																																	
国、地域	人口に占めるベジタリアンの比率																																																	
インド	約40%																																																	
台湾	約13%																																																	
イタリア	約10%																																																	
スウェーデン	約10%																																																	
ドイツ	約9%																																																	
中国	約5%																																																	
アメリカ	約3%																																																	

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正				
①⑨	P104 左段	② <u>厚生労働省</u> が表示義務等を規定している品目 <u>厚生労働省</u> では、症状の重篤さ、発症頻度の高さを踏まえ、以下の食品の表示義務等について規定している。	P105 左段	② <u>消費者庁</u> が表示義務等を規定している品目 <u>消費者庁</u> では、症状の重篤さ、発症頻度の高さを踏まえ、以下の食品の表示義務等について規定している。				
②⑩	P105 左段	【表示が奨励されている <u>18 品目</u> 】 あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	P105 左段	【表示が奨励されている <u>20 品目</u> 】 あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、 <u>ごま、カシューナッツ</u>				
③⑪	P105 右段	<コラム> ピーナッツアレルギー ピーナッツ（落花生）は、アレルギー症状が重篤であることが知られており、前掲の <u>厚生労働省</u> が表示を義務付けている <u>5</u> 品目にも含まれている。	P105 右段	<コラム> ピーナッツアレルギー ピーナッツ（落花生）は、アレルギー症状が重篤であることが知られており、前掲の <u>消費者庁</u> が表示を義務付けている <u>7</u> 品目にも含まれている。				
④⑫	P113 ～ 122	(第7章 全体)	P113 ～ 124	(訪日外国人消費動向調査の調査結果更新に伴う全面改訂)				
⑤⑬	P126 右段	<table border="1"> <tr> <td>Single Supplement</td> <td>一人部屋追加料金のこと。<u>シングルルーム</u>や<u>ダブルルーム</u>を一人で使用する場合に追加される。</td> </tr> </table>	Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。 <u>シングルルーム</u> や <u>ダブルルーム</u> を一人で使用する場合に追加される。	P128 右段	<table border="1"> <tr> <td>Single Supplement</td> <td>一人部屋追加料金のこと。<u>ツインルーム</u>や<u>ダブルルーム</u>を一人で使用する場合に追加される。</td> </tr> </table>	Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。 <u>ツインルーム</u> や <u>ダブルルーム</u> を一人で使用する場合に追加される。
Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。 <u>シングルルーム</u> や <u>ダブルルーム</u> を一人で使用する場合に追加される。							
Single Supplement	一人部屋追加料金のこと。 <u>ツインルーム</u> や <u>ダブルルーム</u> を一人で使用する場合に追加される。							
⑥⑭	P127	作者人格権	P129	著作者人格権				
⑦⑮	P127	(公益財団法人著作権情報センターHPより改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html</a> )	P129	(公益 <u>社</u> 団法人著作権情報センターHPより改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html</a> )				

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正																				
②⑥	P128 下段 表	<table border="1"> <tr> <td>著作物の種類</td> <td>保護期間</td> </tr> <tr> <td>実名(周知の変名を含む)の著作物</td> <td>死後 <u>50</u> 年</td> </tr> <tr> <td>無名・変名の著作物</td> <td>公表後 <u>50</u> 年 (死後 <u>50</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)</td> </tr> <tr> <td>団体名義の著作物</td> <td>公表後 <u>50</u> 年 (創作後 <u>50</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>50</u> 年)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)</td> </tr> </table>	著作物の種類	保護期間	実名(周知の変名を含む)の著作物	死後 <u>50</u> 年	無名・変名の著作物	公表後 <u>50</u> 年 (死後 <u>50</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)	団体名義の著作物	公表後 <u>50</u> 年 (創作後 <u>50</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>50</u> 年)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)	P130 下段 表	<table border="1"> <tr> <td>著作物の種類</td> <td>保護期間</td> </tr> <tr> <td>実名(周知の変名を含む)の著作物</td> <td>死後 <u>70</u> 年</td> </tr> <tr> <td>無名・変名の著作物</td> <td>公表後 <u>70</u> 年 (死後 <u>70</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)</td> </tr> <tr> <td>団体名義の著作物</td> <td>公表後 <u>70</u> 年 (創作後 <u>70</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>70</u> 年)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)</td> </tr> </table>	著作物の種類	保護期間	実名(周知の変名を含む)の著作物	死後 <u>70</u> 年	無名・変名の著作物	公表後 <u>70</u> 年 (死後 <u>70</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)	団体名義の著作物	公表後 <u>70</u> 年 (創作後 <u>70</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>70</u> 年)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)
著作物の種類	保護期間																							
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後 <u>50</u> 年																							
無名・変名の著作物	公表後 <u>50</u> 年 (死後 <u>50</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)																							
団体名義の著作物	公表後 <u>50</u> 年 (創作後 <u>50</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>50</u> 年)																							
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)																							
著作物の種類	保護期間																							
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後 <u>70</u> 年																							
無名・変名の著作物	公表後 <u>70</u> 年 (死後 <u>70</u> 年経過が明らかであれば、そのときまで)																							
団体名義の著作物	公表後 <u>70</u> 年 (創作後 <u>70</u> 年以内に公表されなければ、創作後 <u>70</u> 年)																							
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)																							
②⑦	P128	(公益財団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html</a> )	P130	(公益社団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html</a> )																				
②⑧	P128	(公益財団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html</a> )	P130	(公益社団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html</a> )																				
②⑨	P129	(公益財団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html</a> )	P131	(公益社団法人著作権情報センター HP より改変 <a href="http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html">http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html</a> )																				
③⑩	P137 右段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強く (胸が<u>少なくとも</u> 5cm 沈むまで)</li> <li>・速く (少なくとも毎分 100 回のテンポで)</li> <li>・絶え間なく</li> </ul>	P139 右段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強く (胸が<u>約</u> 5cm 沈むまで)</li> <li>・速く (毎分 100 回 <u>~120 回</u> のテンポで)</li> <li>・絶え間なく</li> </ul>																				

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正
③①	P142 左段	(2) JIH(推奨施設一覧地図) : <a href="http://www.medical-excellence-japan.org/jp/hospital/pdf/JIH%20推奨病院（平成29年7月31日現在）.pdf">http://www.medical-excellence-japan.org/jp/hospital/pdf/JIH%20推奨病院（平成29年7月31日現在）.pdf</a>	—	(削除)
③②	P142 左段	※上記3つのリストの弱点は、平成29年7月現在では、いずれも大病院しか掲載されていないことであるが、今後受入体制が整う医療施設の増加に従い、大病院以外もリストに加えられ、より実用的なものに進化していくものと期待される。	—	(削除)
③③	P143 右段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ハラール認証マークがある商品を信頼するムスリムは多い。</u></li> <li>・<u>ただし、世界各国には多くのハラール認証機関があり、世界的な統一基準が定められておらず、認証機関によって判断や指導内容が異なることがある。</u></li> </ul>	P145 右段	<ul style="list-style-type: none"> <li>(削除)</li> <li>・(削除) 世界各国には多くのハラール認証機関があり、世界的な統一基準が定められておらず、認証機関によって判断や指導内容が異なることがある。</li> <li>・<u>各ハラール認証機関では、ハラール認証マークを発行しているが、その形は様々である。</u></li> </ul>
③④	P143 右段	 <p>図 17 日本で発行されているハラール認証マーク例 (出典：(宗) 日本イスラーム文化センター <a href="http://www.islam.or.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0-4/">http://www.islam.or.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0-4/</a>)</p>	—	(削除)

番号	訂正箇所	誤	訂正後箇所	正
③⑤	P144 左段	 <p data-bbox="389 936 853 1131">図 18 ハラル認証書  (出典：(宗) 日本イスラーム文化センター  <a href="http://www.islam.or.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0-4/">http://www.islam.or.jp/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0-4/</a>)</p>	一	(削除)
③⑥	P144 右段	図 19 ハラル認証サプライチェーン	P146 右段	図 16 ハラル認証サプライチェーン (出典：一般社団法人ハラル・ジャパン協会 <a href="https://jhba.jp/halal/certification/">https://jhba.jp/halal/certification/</a> )

※訂正箇所のページ数は、観光庁研修テキスト（第一版）に準拠。

以上